

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)、日本学術会議声明「科学者の行動規範」(平成18年10月3日決定、平成25年1月25日改訂)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に基づき、国立大学法人東京海洋大学(以下「本学」という。)における公正な研究の推進、研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用(以下「不正使用」という。)を防止するための体制等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次の各項各号に定める。

- 2 「公的研究費」とは、運営費交付金、寄附金、補助金、委託費等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。
- 3 「職員等」とは、本学の役員及び職員(非常勤であるものを含む。)をいう。
- 4 「構成員」とは、職員等及び公的研究費の運営・管理に関わる全ての者をいう。
- 5 「研究者等」とは、研究活動を行う職員等、大学院生、共同研究員等その他関連する者をいう。
- 6 「各部署等」とは、学術研究院、各学部(附属施設を含む。)、研究科、附属図書館、ミュージアム機構、総合情報基盤センター、学内共同利用施設、特定事業組織及び事務局をいう。
- 7 「研究不正」とは、研究活動上の不正行為及び不正使用をいう。

第2章 公正な研究の推進及び不正防止の体制等

第1節 公正研究推進室

(公正研究推進室の設置及び業務)

第3条 本学に、公正な研究の推進及び研究不正の防止に関する業務を実施する組織として、学長の下に東京海洋大学公正研究推進室(以下「公正研究推進室」という。)を設置する。

- 2 公正研究推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - 一 学長が指名する理事
 - 二 総務を担当する理事又は副学長
 - 三 学長が指名する職員等

- 四 必要に応じて学長が指名する学外者
- 3 公正研究推進室に室長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
- 4 公正研究推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 公正な研究の推進に関する事
 - 二 不正防止計画の策定に関する事
 - 三 行動規範の策定等に関する事
 - 四 コンプライアンス教育及び研究倫理教育に関する事
 - 五 その他公正な研究の推進及び不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関する事

(不正防止計画の実施)

第4条 公正研究推進室において策定された不正防止計画に基づき、コンプライアンス推進責任者は各部局等の構成員に対し、研究倫理教育推進者は各部局等の研究者等に対し、研究不正の防止に係る啓発等を実施しなければならない。

第2節 公的研究費の管理・運営体制

(学長の責務)

- 第5条 学長は、最高管理責任者として、公的研究費の管理・運営に関して本学全体を統括し、最終責任を負うものとする。
- 2 学長は、不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 学長は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って、公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(室長の責務)

- 第6条 室長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理に関して、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- 2 室長は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な不正使用防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(各部局等の長の責務)

- 第7条 各部局等の長は、コンプライアンス推進責任者として、各部局等における公的研究費の運営・管理に関して、統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
- 2 各部局等の長は、統括管理責任者の指示の下、以下について実施する。
 - 一 自己の管理監督又は指導する各部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - 二 不正使用の防止を図るため、自己の管理監督又は指導する各部局等の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

三 自己の管理監督又は指導する各部局等において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善策を指導する。

(管理責任)

第8条 学長及び室長における、管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正使用を招いた場合は処分の対象となる。

第3節 公正な研究の推進及び研究上の不正行為防止体制

(学長の責務)

第9条 学長は、最高責任者として、本学における研究倫理の向上及び、研究活動上の不正行為の防止等に関して最終責任を負うものとする。

2 学長は、公正な研究活動を推進するために、適切な措置を講じなければならない。

(室長の責務)

第10条 室長は、統括責任者として、本学における研究倫理の向上及び研究活動上の不正行為の防止等に関する実質的な責任と権限を持つものとする。

2 室長は、公正な研究活動を推進するために、適切な措置を講じなければならない。

(各部局等の長の責務)

第11条 各部局等の長は、研究倫理教育責任者として、公正な研究活動を推進し、研究活動上の不正行為を事前に防止するものとする。

2 各部局等の長は、研究者等に対し、定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理するものとする。

(管理責任)

第12条 学長及び室長における、責任が十分果たされず、結果的に研究活動上の不正行為を招いた場合は処分の対象となる。

第4章 補則

(庶務)

第13条 この規則に関する庶務は、関係各課等の協力を得て、研究推進課が行うものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、研究不正の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2. 国立大学法人東京海洋大学における研究活動に係る不正行為及び公的研究費の不正使用の防止等に関する規則（平成19年海洋大規大389号）及び国立大学法人東京海洋大学における研究活動に係る不正行為及び公的研究費の不正使用に関する対応指針（平成19年教育研究評議会承認）は、廃止する。